

魚沼民商だより

2018年
10月 29日
第2124号

946-0032
発行 新潟県魚沼市板木
電話 025 (792) 3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

大和・パンコン記帳交流会を始めました！

10月9日、大和支部の小泉さん（割烹 藤屋）が、「パソコン記帳交流会」の開催発起人となって、その第1回が開かれました。

当日、5人が集まり、とても充実した交流会となりました。参加者どうし、「新しい科目をどう設定すればいいの」、「補助科目があると、経営分析するのにとても役立つよ」、「私はこうして、記帳しているの」など、聞いたり、教えてもらしながら、積極的に交流していました。ここで驚いたことは、同じ業種でも経営の形態によつては、経営の努力や客層がハッキリと記帳に現れていることです。記帳はとても大切ですね。



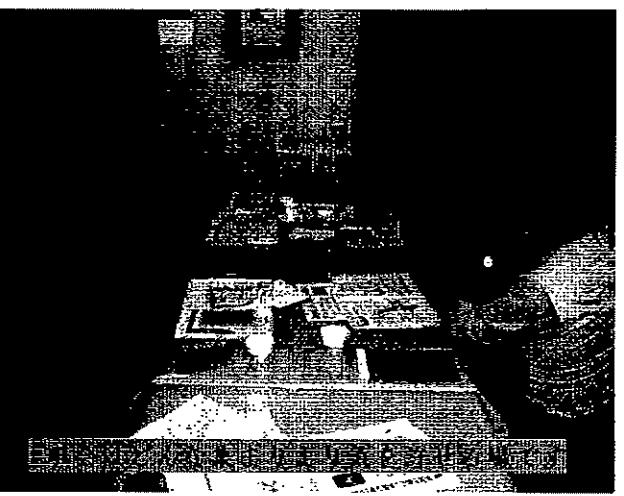
塩沢・民商の仲間が集まれば、とても元気になります！

この間、塩沢支部は消費税をテーマに3班会が開かれました。

特に、10月18日の樺野沢班会は、参加6人でしたが、あつと言つ間の3時間半でした。笑いあり・涙あり・怒りありと喜怒哀楽が激しい班会となりました。

この日、消費税の話から、経営のこと、地域経済のこと、教育のこと、行政や金融機関のことなどあり、たけの話しが飛び交いました。

塩沢の集まりは、年3回（春・夏・秋）開催に挑戦しています。その継続の力もあり、民商の仲間が集まれば、お互いの話しに耳を傾け、その話しに率直に指摘し合ったり、励まし合つたりします。



相続税の申告について、小千谷税務署に相談したら・・・

今春、会員（旅館）の祖父が亡くなり、8月に小千谷税務署から「相続税申告のお尋ね」が届きました。その相談が10月中旬にありました。

被相続人の不動産、金預貯金、有価証券などをもとに計算すると相続税申告が必要とわかりました。国税庁のホームページから「相続税の申告のしかた」を開き、その手引き、申告書用紙を入手し、自らの手で申告書を作成しました。そして「具体的に書類や事実関係を確認する」とから、小千谷税務署へ10月16日に行きました。

その当日、その応対は酷いモノでした。国税庁のホームページの「国税庁レポート2018」によると、「個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において事前にお予約を受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応

じた効率的な運営に務めています」と掲載されました。

しかし、その職員は、資料（申告書等）を一通り見てから「相続税の申告は必要ですね。申告のしかたには、様々な考え方がありますので税理士に相談してください」の一点張りでした。また作成した申告書を点検しようとしました。

これでは、納税者から税務行政に対する理解と信頼を得ることはできません。

この事例を、春の税務署申し入れ事項として、追求していきます。

芸術の秋・2つの会場に足を運んでみませんか！

★（元都議会議員の）

吉田信夫 水彩画展

湯沢・魚沼の四季

日時 10月28日～11月3日

午前10時～午後5時

（※3日は午後4時）

会場 ギヤラリーなみき

湯沢駅東口商店街入口左側

★（民商の会員も所属している）
白象会・秋季の白象展

日時 11月2日～4日

午前9時～午後5時

（※2日、3日）

午前9時～午後3時

（※4日）

会場 小出郷総合体育館

